損害保険代理店における別個登録制度の起源と変容

―代理店監督の「単位」をめぐる制度史的考察―　中

KIBAN㈱代表取締役CEO／保険代理店経営学研究所 所長
花岡 慎



【花岡慎（はなおか・まこと）氏のプロフィル】1992年東京海上（現東京海上日動）入社。営業、人事企画、商品開発等に従事。中央省庁への出向、MBA取得を経験。2014年アニコム損保入社、執行役員。18年同社取締役に就任し、事業拡大に携わる。22年からアニコムホールディングス監査役。その後、大手広域保険代理店の取締役副社長として経営・ガバナンス・M&Aに携わる。26年KIBAN㈱代表取締役CEO。現在に至る。

―目　次―

〈上　2026（令和8）年11月11日付7面〉
第1章　問題提起―2026年9月11日の監督指針改正案
第2章　出発点としての募取法―「代理店」という単位
第3章　1949年の質疑応答―「保険募集の実態を知りたい」

〈中　2026（令和8）年11月12日付5面〉
第4章　取引単位としての代理店―戦後の損保販売構造
第5章　法律と監督指針のずれ―1996年保険業法以降

〈下　2026（令和8）年11月13日付7面〉
第6章　機能の変容―乗合・比較推奨の時代との緊張
第7章　2026年改正案の意味―登録単位と経営責任単位の一致
第8章　結論―「一つの代理店とは何か」

第4章　取引単位としての代理店―戦後の損保販売構造

現代の企業法の感覚からすれば、一つの法人の本店と支店を別の代理店として登録することには違和感がある。法人格は一つだからである。しかし別個登録の論理では、法人格よりも保険会社との取引・管理関係が基準とされていた。1949年の質疑応答が、支店であるか否かではなく、独立して保険会社と取引するか否かを登録の基準としたことは、その典型である。別個登録は、法人格を軽視した制度というより、法人格よりも募集と取引の実態を優先した制度であったと理解するのが適切であろう。

この考え方は、戦後の損害保険販売の構造と親和的であった。損害保険会社は全国に支店・営業所を置き、各地域で代理店と直接取引し、その募集を指導・管理する体制を築いてきた（注3）。募取法も、委託保険会社に対し、代理店に関する原簿を本店若しくは主たる事務所だけでなく、支店若しくは従たる事務所にも備え置くことを求めていた（13条1項）。代理店は、法律の上でも保険会社の支店を単位として管理される存在であった。代理店には、専業代理店のほか、自動車販売業者、運送業者、旅行業者、企業の保険部門など、他の事業を基盤とする副業代理店・企業内代理店が多く含まれていた（注4）。このような構造の下では、法人全体を一つの代理店として統合するよりも、地域・店舗・事業部門ごとに保険会社との取引関係を設定するほうが、実務上合理的な場合があったと考えられる。

2026年の概要資料が、廃止の理由として「支店ごとに異なる損保会社の教育・管理・指導を受ける」ことを挙げている点は、この文脈で読むと示唆的である。別個登録された支店とは、まさに特定の保険会社から教育・管理・指導を受ける単位であった。当局が廃止理由として挙げた問題は、別個登録の偶発的な欠陥というより、かつて制度が果たしていた機能そのものが、今日のガバナンスの要請と整合しなくなったものとみることができる。

第5章　法律と監督指針のずれ―1996年保険業法以降

1996年4月、全面改正された保険業法（平成7年法律第105号）が施行され、募取法は廃止されて保険募集に関する規律は保険業法に統合された。損害保険代理店は、特定保険募集人として登録を受ける者とされ（保険業法276条）、登録申請書には、商号や所属保険会社等の商号などとともに、事務所の名称及び所在地が記載される（同277条1項2号）。事務所は、登録を受ける者に付随する記載事項として把握されるのである。法律上の登録は、登録を受ける者、すなわち法人代理店であれば当該法人を単位とする構造である。これは第2章で見た募取法の登録の構造をそのまま引き継ぐものである。2026年の概要資料が「法令上は一代理店一登録」と明記したのは、この構造を指している。同時に、所属保険会社等も登録申請書の記載事項とされている（同項3号）。別個登録の下では、支店ごとの登録にそれぞれ所属保険会社等が記載されるから、同じ法人の支店が異なる保険会社の組合せの下に置かれることが、登録制度の上でも表現され得たことになる。

別個登録は、法律ではなく監督実務の上で認められてきた、この原則の例外であった。保険業法施行後の旧事務ガイドラインは、法277条の登録申請を前提に、独立して損害保険会社と取引を行う従たる事務所について本店とは別個に登録を行うことができるとし、その場合の登録申請者は、支店長等ではなく本店の代表者で差し支えないとしていた。同じ趣旨の規定は、現行の監督指針にも置かれている。登録は支店ごとに分かれていても、申請の主体は一つの法人の代表者であり得た。別個登録は、法人としての一体性を前提としながら、保険会社との取引単位に合わせて登録だけを分けるという、二重の性格を持つ取扱いだったのである。

旧事務ガイドラインや監督指針によって認められてきた例外的な取扱いは、それが本来の趣旨に沿って機能している限り、監督実務上維持され得る。しかし、制度を取り巻く環境が変わり、例外の存在が別の問題を生むようになったとき、当局がこれを維持する理由は乏しくなる。なお、1996年改正の立案過程でこの取扱いの存続がどのように説明されていたかは、確認できていない。

（つづく）

96年業法改正でも「取引・管理関係単位」を持ち越し

この取扱いが保険会社との取引・管理関係に根ざしていたことを、さらに具体的に示している。同一経済圏（登録代理店の事務所所在地と同一の財務局管内及び隣接する府県）を越える従たる事務所を設置する場合には、当該事務所の所在地にある所属会社の営業所において直接取引を行い、指導管理ができる必要があるとされ、旅行業者や運送業者の代理店については、所属会社による十分な管理を条件に従前の取扱いを認める特例が置かれていた。登録簿は代理申請を行う保険会社ごとに整備・保管され、所属会社の原簿も、代理店を管轄する支店等に備え置くこととされていた。さらに、代理店手数料の水準と結びついた代理店種別の認定においても、別個に登録された出先は母店とは別に判定され、別個に登録していない出先だけが母店と通算された。別個登録された支店は、登録の上だけでなく、保険会社による管理と代理店種別の判定においても、一つの単位として扱われていたのである。これらの注記は、現行の監督指針には見当たらない。

以上からすれば、1996年の法改正によって別個登録が新たに設けられたとみるよりも、登録を受ける者を単位とする法律の構造の中に、保険会社との取引・管理関係を単位とする従来の監督実務が、例外として持ち越されたと理解する方が自然であろう。法律に明文の規定を置かず、事務ガイドラインや監督指針に委ねたことが、その後の解釈の揺れを生んだ面は否めない。

（注3）塙・前掲書は、1958（昭和33）年改定の火災保険代理店格付制度において、代理店の挙績基準が代理店の営業所所在地（5大都市・その他の都市・町村）ごとに定められ、「自店」が代理店を管轄する保険会社の最小単位の営業機関（営業所、営業課）と定義されていたことを記している（174~177頁）。また、1965（昭和40）年の火災保険代理店制度の実施に伴う代理店委託契約書の改定では、委託保険種類と代理店営業所の所在地を契約書頭書に一覧表示することとされた（同書194頁）。

（注4）現在においても、日本損害保険協会「2025年度損害保険代理店統計」（2026年8月7日公表）によれば、2025年度末の代理店実在数12万4024店のうち副業代理店が81.9%を占め、主な保険募集チャネル別では、自動車関連業（自動車販売店、自動車整備工場）の代理店が56.4%を占めている。